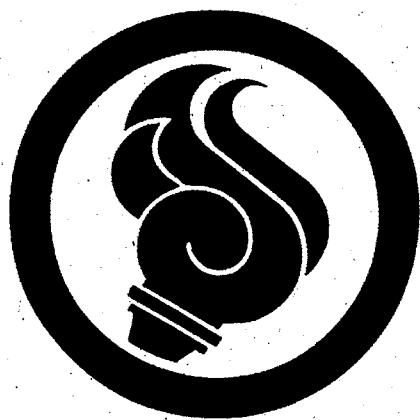


第83回国民体育大会
第28回全国障害者スポーツ大会
群馬県準備委員会

第2回総会（書面表決）





第83回国民体育大会・第28回全国障害者スポーツ大会
群馬県準備委員会
第2回総会（書面表決） 資料目次

○第1号議案

第83回国民体育大会・第28回全国障害者スポーツ大会

群馬県準備委員会会則等の改正（案） 1

○第2号議案

平成29・30年度事業報告（案） 9

○第3号議案

平成30年度収支決算（案） 17

○第4号議案

平成31年度（令和元年度）事業計画（案） 19

○第5号議案

平成31年度（令和元年度）収支予算（案） 21



第 83 回国民体育大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
群馬県準備委員会会則等の改正（案）

スポーツ基本法の一部を改正する法律の成立等を踏まえ、下記の
会則等の規定中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

なお、改正は令和 2 年 4 月 1 日に施行する。

記

番号	名 称
1	第 83 回国民体育大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会 群馬県準備委員会会則
2	第 83 回国民体育大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会 群馬県準備委員会役員
3	第 83 回国民体育大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会 開催基本方針
4	総会から常任委員会への委任事項
5	第 83 回国民体育大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会 群馬県準備委員会専門委員会規程
6	第 83 回国民体育大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会 競技施設整備基本方針
7	第 83 回国民体育大会 会場地市町村選定基本方針
8	第 83 回国民体育大会 会場地市町村選定基準
9	第 83 回国民体育大会 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担 基本方針
10	第 83 回国民体育大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会 群馬県準備委員会事務局規程

国民体育大会の名称変更について

(公財)日本スポーツ協会 国体委員会 2018/6/14

	現 行	改 定
大会名称	<p>「国民体育大会」</p> <p>正式名称 ◇国民体育大会冬季大会（冬季大会のこと） ◇国民体育大会（本大会のこと）</p> <p>※「国民体育大会開催基準要項 4.名称」にて規定</p>	<p>「国民スポーツ大会」</p> <p>※改正「スポーツ基本法」記載の大会名称とする</p> <p>正式名称 ◇国民スポーツ大会冬季大会（冬季大会のこと） ◇国民スポーツ大会（本大会のこと）</p> <p>※「国民体育大会開催基準要項 4.名称」にて規定予定</p>
英語表記	<p>「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」</p> <p>※「国民体育大会開催基準要項 17.大会の標章」にて規定</p>	<p>「JAPAN GAMES」</p> <p>※「国民体育大会開催基準要項 4.名称」にて規定予定</p>
略 称	<p>「国体（こくたい）」</p> <p>※「国民体育大会開催基準要項 17.大会の標章」にて規定</p>	<p>「国スポ（こくすぽ）」</p> <p>※「国民体育大会開催基準要項 4.名称」にて規定予定</p>
その他		<p>※回数:1946年開催の第1回大会からの回数を継続(通算回数)</p> <p>※適用大会(年):2023年開催の第78回大会(冬季:未定、本大会:佐賀県)から適用</p>

第1号議案 参考資料2

「第83回国民体育大会・第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会則」改正案・新旧対照表

改正前	改正後
<p>第83回国民体育大会・第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会則</p> <p>第1章 総則 (名称) 第1条 本会は、第83回国民体育大会・第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。 (目的) 第2条 準備委員会は、第83回国民体育大会及び第28回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）を群馬県において開催するため必要な準備を行うことを目的とする。</p> <p>(略)</p> <p>附則 1 この会則は、準備委員会設立の日（平成30年3月20日）から施行する。ただし、第16条から第18条までの規定は、平成30年4月1日から施行する。 2 平成30年度収支予算は、平成30年4月1日前であっても、第17条の例により、総会の議決により定める。</p>	<p>第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会則</p> <p>第1章 総則 (名称) 第1条 本会は、第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。 (目的) 第2条 準備委員会は、第83回国民スポーツ大会及び第28回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）を群馬県において開催するため必要な準備を行うことを目的とする。</p> <p>(略)</p> <p>附則 1 この会則は、準備委員会設立の日（平成30年3月20日）から施行する。ただし、第16条から第18条までの規定は、平成30年4月1日から施行する。 2 平成30年度収支予算は、平成30年4月1日前であっても、第17条の例により、総会の議決により定める。</p> <p>附則 1 この会則は、令和2年4月1日から施行する。</p>

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会 群馬県準備委員会会則（改正後全文）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 準備委員会は、第83回国民スポーツ大会及び第28回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）を群馬県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）両大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること
- （2）両大会における実施競技及び会場地市町村に関すること
- （3）両大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること
- （4）両大会開催及び準備に係る経費に関すること
- （5）関係行政機関及び関係機関・団体との連絡調整に関すること
- （6）前各号に掲げるもののほか、両大会の開催に必要な準備に関すること

第2章 組織

（構成）

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （1）県及び市町村を代表する者
- （2）県及び市町村の議会を代表する者
- （3）関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者
- （4）前各号に掲げる者のほか大会開催の準備に関係ある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

（役員）

第5条 準備委員会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| （1）会 長 | 1名 |
| （2）副 会 長 | 10名以内 |
| （3）常任委員 | 60名以内 |
| （4）監 事 | 3名以内 |

（役員を選任）

第6条 準備委員会の会長は、群馬県知事をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監督する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。
- 6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 両大会の開催に必要な基本方針に関すること
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること
 - (4) 予算及び決算に関すること

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること

(6) その他重要な事項に関すること

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

(1) 総会から委任された事項に関すること

(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること

- 8 前条第5項及び第6項の規定は常任委員会について準用する。
- 9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は、総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会等に報告し、承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第20条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附則

1 この会則は、準備委員会設立の日（平成30年3月20日）から施行する。ただし、第16条から第18条までの規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成30年度収支予算は、平成30年4月1日前であっても、第17条の例により、総会の議決により定める。

附則

1 この会則は、令和2年4月1日から施行する。

平成29・30年度事業報告書（案）

1 平成29年度

(1) 開催準備業務

- ①「第83回国民体育大会・第28回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」策定
- ②「総会から常任委員会への委任事項」策定
- ③「第83回国民体育大会・第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会専門委員会規程」策定
- ④「第83回国民体育大会・第28回全国障害者スポーツ大会競技施設整備基本方針」策定
- ⑤「第83回国民体育大会会場地市町村選定基本方針」策定
- ⑥「第83回国民体育大会会場地市町村選定基準」策定
- ⑦「第83回国民体育大会県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針」策定

(2) 会議の開催

① 総会

会議名	開催日	場所	主な審議・協議事項
設立・第1回	3月20日(火)	ホテルシーネ 新前橋	<ul style="list-style-type: none"> ・設立趣意書（案） ・会則（案） ・役員（案） ・開催基本方針（案） ・平成29年度事業計画（案） ・平成30年度事業計画・収支予算（案） ・総会から常任委員会への委任事項（案）

② 常任委員会

会議名	開催日	場所	主な審議・協議事項
第1回	3月20日(火)	ホテルシーネ 新前橋	<ul style="list-style-type: none"> ・専門委員会規程（案） ・競技施設整備基本方針（案） ・会場地市町村選定基本方針（案） ・会場地市町村選定基準（案） ・県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針（案）

2 平成30年度

(1) 開催準備業務

- ①「第83回国民体育大会競技施設基準(暫定版)」策定
- ②その他開催準備業務の推進

(2) 会議の開催

① 専門委員会

総務企画専門委員会

会議名	開催日	場所	主な審議・協議事項
第1回	8月7日(火)	県庁会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・開催基本構想策定の進め方 ・会場地市町村選定の進め方
第2回	3月25日(月)	県庁会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・会場地市町村の選定候補 ・開催準備総合計画(素案) ・県及び会場地市町村の業務分担・経費負担の細目(検討資料) ・開催基本構想策定の進め方及び構成(素案)

施設整備専門委員会

会議名	開催日	場所	主な審議・協議事項
第1回	8月7日(火)	県庁会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・競技施設基準(暫定版)
第2回	3月19日(火)	県庁会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・競技施設基準(暫定版)の改訂 ・協議会場候補(案)

② 市町村・競技団体連絡会議

市町村連絡会議

会議名	開催日	場所	主な説明事項
第1回	8月9日(木)	男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> ・会場地市町村選定の進め方 ・競技会開催意向調査

競技団体連絡会議

会議名	開催日	場所	主な審議事項
第1回	8月9日(木)	男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> ・会場地市町村選定の進め方 ・競技会意向調査

(3) 各種調査

- ①会場地市町村選定に係る意向調査
- ②先催県の情報収集

(4) 連絡調整

公益財団法人日本スポーツ協会及び関係機関・団体等との連絡調整

第83回国民体育大会・第28回全国障害者スポーツ大会 群馬県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第83回国民体育大会・第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会会則第13条第3項の規定に基づき、第83回国民体育大会・第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会専門委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 若干名
- 2 委員長及び副委員長は、専門委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めるときに招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員会は、運営上必要があるときは部会を設けることができる。

2 部会の委員は、委員長が依頼する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(補則)

第6条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、平成30年3月20日から施行する。

別表（第 2 条関係）

常任委員会から専門委員会への付託事項及び委任事項

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の立案に関すること。 2 会場地選定に関すること。 3 県及び会場地市町村の業務分担及び経費負担に関すること。 4 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の推進に関すること。 2 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
施設整備専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技施設及び関連施設の基本的事項に関すること。 2 開・閉会式会場及び関連施設の基本的事項に関すること。 3 情報通信施設の基本的事項に関すること。 4 その他施設に係る重要事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技施設及び関連施設の調査、調整等に関すること。 2 開・閉会式会場及び関連の調査、調整等に関すること。 3 情報通信施設の調査、調整等に関すること。 4 その他施設の調査、調整等に関すること。

第83回国民体育大会・第28回全国障害者スポーツ大会 競技施設整備基本方針

第83回国民体育大会及び第28回全国障害者スポーツ大会の競技施設は、第83回国民体育大会・第28回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、「国民体育大会開催基準要項細則（公益財団法人日本体育協会）」で定める施設基準を尊重し、次のとおり整備する。

- 1 競技施設は、施設基準の弾力的な運用を関係機関に要請するなど、極力既存施設の活用に努める。
- 2 施設整備を行う場合は、真に必要な施設に限定するとともに、将来にわたり地域住民に広く活用されるよう配慮する。
- 3 施設整備に当たっては、競技運営に支障がないよう、計画の段階から当該競技団体及び関係機関と十分協議するとともに、ユニバーサルデザインへの対応等、だれもが利用しやすい施設となるよう努める。

第83回国民体育大会 会場地市町村選定基本方針

第83回国民体育大会における会場地は、大会の趣旨及び第83回国民体育大会・第28回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、次により選定する。

- 1 会場地は、県内それぞれの地域に根ざしたスポーツの振興を図るため、全市町村が正式競技、特別競技、公開競技、デモンストラーションスポーツのいずれかの競技の会場地となるよう、地域バランスに配慮して選定する。
- 2 同一競技は、同一市町村で行うことを原則とするが、2市町村以上で開催する場合は、可能な限り近隣市町村で行うこととする。
- 3 会場地の選定に当たっては、市町村の開催希望や、開催準備・大会運営に対する積極性、大会に対する熱意、大会後の地域振興に向けた考え方を考慮するとともに、「群馬県スポーツ施設の設置及び管理に関する基本計画」における競技別拠点スポーツ施設の考え方並びに選定状況、実施競技団体の意向並びに競技施設、宿泊能力、交通の利便性及びその他地域の実情・特性等を含め総合的に判断する。

第83回国民体育大会 会場地市町村選定基準

第83回国民体育大会における会場地は、第83回国民体育大会会場地市町村選定基本方針に基づき、次により選定する。

1 選定の対象

この基準により選定を行うのは、正式競技と特別競技の会場地市町村とする。

なお、公開競技、デモンストレーションスポーツについては、別途選定する。

2 選定の基準

次の基準を基本に、総合的な判断、評価のもと選定する。

- (1) 市町村の開催希望と競技団体の意向が原則として合致していること。
- (2) 同一競技を複数の市町村に分けて実施する場合は、大会運営に支障をきたさないこと。
- (3) 競技施設は、原則として「国民体育大会開催基準要項細則（公益財団法人日本体育協会）」で定める施設基準を満たすものであるとともに、ユニバーサルデザイン等に配慮されたものであること、また、施設の整備に当たっては、「第83回国民体育大会・第28回全国障害者スポーツ大会競技施設整備基本方針」に基づき実施するものであること。
- (4) 競技役員等の確保、付帯施設（観客席、駐車場、練習会場等）の整備、地域住民のボランティアとしての参画など、大会運営に必要な体制が整えられること。
- (5) 選手・役員輸送、交通手段及び宿舎を確保できること。
- (6) 大会開催に対する熱意があり、開催希望競技をはじめとする開催後のスポーツ推進に積極的に取り組む意欲を有すること。

第83回国民体育大会 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針

第83回国民体育大会の開催にあたり、県及び会場地市町村は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。

1 県の業務と負担する経費

- (1) 全県的な業務推進の基本となる計画の策定並びに当該計画の実施及び推進に必要な総合調整、連絡及び指導に関する業務を行い、経費を負担する。
- (2) 開・閉会式の実施及び大会実施本部の運営等、全県的・総合的な大会の準備・運営に関する業務を行い、経費を負担する。
- (3) 競技会場及び練習会場となる県有施設・設備の整備に関する業務を行い、経費を負担する。

2 会場地市町村の業務と負担する経費

- (1) 競技会の会場地として必要な業務の計画策定並びに当該計画の実施及び推進に必要な調査、連絡及び調整に関する業務を行い、経費を負担する。
- (2) 競技会の表彰式の実施及び競技会実施本部の運営等、競技会実施の準備・運営に関する業務を行い、経費を負担する。
- (3) 競技会場及び練習会場となる市町村有施設・設備の整備に関する業務を行い、経費を負担する。

3 業務分担、経費負担の細目

県及び会場地市町村の業務分担及び経費負担の細目については、別に定める。

平成30年度収支決算（案）

収入決算額 1,223,302 円
 支出決算額 1,223,292 円
 差引残額 10 円

（差引残額は、翌年度繰越し）

1 収入の部

（単位：円）

科 目	予算額	補正額	現計予算額 (A)	決算額 (B)	差引額 (A-B)	備 考
県負担金	2,005,000	0	2,005,000	1,223,292	781,708	
諸 収 入		0	0	10	△10	預金利息
合 計	2,005,000	0	2,005,000	1,223,302	781,698	

2 支出の部

（単位：円）


科 目	予算額	補正額	現計予算額 (A)	決算額 (B)	差引額 (A-B)	備 考
事 業 費	684,000	0	684,000	106,795	577,205	会議開催経費 啓発物作成 経費
事務局費	1,321,000	0	1,321,000	1,116,497	204,503	事務局運営 経費
合 計	2,005,000	0	2,005,000	1,223,292	781,708	

監査報告書

第83回国民体育大会・第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会会則第17条に基づき、平成30年度収支決算に関する関係書類について監査を行ったところ、適正に処理されていたことを御報告します。


令和元年 7月 3日

監事 群馬県会計管理者

入内島 敏 


令和元年 7月 5日

監事 群馬県市長会事務局長

小 木 不 

令和元年 7月 5日

監事 群馬県町村会事務局長

梅 村 透 

第83回国民体育大会・第28回全国障害者スポーツ大会
群馬県準備委員会 会長 大澤 正明 様

平成31年度（令和元年度）事業計画（案）

第83回国民体育大会・第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会の平成31年度（令和元年度）事業計画は、次のとおりとする。

1 開催準備業務

- (1) 各種方針・基準等の策定
- (2) 開催基本構想の策定準備
- (3) 会場地市町村の選定
- (4) その他開催準備業務の推進

2 会議の開催

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

3 大会の啓発

啓発物を作成・配布

4 各種調査・情報収集等の実施

- (1) 市町村・競技団体ヒヤリング
- (2) 先催県の情報収集

5 連絡調整の実施

公益財団法人日本体育協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び関係機関・団体等との連絡調整

平成31年度（令和元年度）収支予算（案）

第83回国民体育大会・第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会の平成31年度（令和元年度）収支予算は、次のとおりとする。

1 収入の部

（単位：円）

科目	予算額	うち暫定予算額	説明
負担金	1,556,000	1,556,000	群馬県負担金
諸収入	0	0	預金利息等
前年度繰越金	10	10	
合計	1,556,010	1,556,010	

2 支出の部

（単位：円）

科目	予算額	うち暫定予算額	説明
事業費	816,000	816,000	会議開催経費、啓発費等
事務局費	740,010	740,010	事務局運営費
合計	1,556,010	1,556,010	

専決処分した事項について（報告）

第 83 回国民体育大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会会則第 14 条第 1 項の規程に基づき報告する。

1 平成31年度(令和元年度)暫定収支予算(令和元年6月4日 専決処分)

(1) 専決処分理由

平成31年度(令和元年度)に実施する会議の開催や事務局の運営にかかる経費のうち、年度当初から総会開催までの期間の必要額について、暫定収支予算として専決処分を行った。

(2) 収入の部

(単位：円)

科 目	予算額	説 明
負 担 金	1,556,000	群馬県負担金
前年度繰越金	10	
合 計	1,556,010	

(3) 支出の部

(単位：円)

科 目	予算額	説 明
事 業 費	816,000	会議開催経費、啓発費等
事務局費	740,010	事務局運営費
合 計	1,556,010	